

医療法人 出田会 「研修医 奨学生」募集要項

1. 応募資格
研修医のうち、後期臨床研修後直ちに医療法人出田会（以下 本会という）の眼科医師として勤務する意思のある方。
但し、医局からの派遣によって当院勤務となり異動の予定がある場合を除く。
2. 募集定員と貸与額
 - ① 募集定員・・・1名
 - ② 貸与額・・・月額15万円を上限に本人希望額を貸与する。
但し、契約後の金額変更は行わない。
 - ③ 貸与期間・・・契約年月から後期臨床研修終了年月までの最長4年間。
 - ④ 貸与方法・・・本人指定口座へ直接入金する。
3. 返還免除
後期臨床研修後直ちに本会に入職し、眼科医師として奨学金を貸与した期間（1年未満の端数がある場合は1年に切り上げた期間）以上の勤務をした場合は、貸与した奨学金の全額の返済を免除する。
（注）奨学金の返済が免除となった場合、税法上、貸与した奨学金は返済免除が確定した年の本人の所得とみなされ、課税対象となる。
4. 返還
以下のいずれかに該当した場合は貸与奨学金の全額返還を要する。
 - ① 研修中の施設より、懲戒処分を受けたとき。
 - ② 提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - ③ 採用辞退の申し出があったとき。
 - ④ 本人の意思と関係なく、本会に入職することが不可能と認められるとき。
 - ⑤ 後期臨床研修後、直ちに本会に入職したものの、奨学金を貸与した期間（1年未満の端数がある場合は1年に切り上げた期間）に満たないうちに、
 - （ア）本会から懲戒処分を受けたとき。
 - （イ）本会から能力不足のため業務に著しく支障を来すと判断されたとき。
 - （ウ）退職するとき。但し、個別協議により減免となる場合あり。
5. 申請手続き
当院を見学した上で、2月1日から4月10日までに次の関係書類を一括して本会へ提出すること。
 - ① 応募申請書（別紙様式D-1）
 - ② 医師免許証の写し（面接時には原本も持参のこと）
 - ③ 大学の卒業証明書の写し（同上）
 - ④ 身分証明書（運転免許証、健康保険証など）
 - ⑤ 研修中の施設の在職証明書
 - ⑥ 他に受けている奨学金があれば、その契約書の写し
6. 選考および結果通知
書類審査と面接を行い、選考結果は、4月末日までに本会より研修中の施設および本人に文書通知する。
7. お問合せ・お申込み先
〒860-0027 熊本市中央区西唐人町39
出田眼科病院 担当：高本昌彦
電話：096-325-5222 F A X：096-311-5512 E-mail：info@ideta.or.jp